

2020年3月12日
株式会社日本政策金融公庫

新型コロナウイルス感染症に関する融資制度の拡充について

日本政策金融公庫（略称：日本公庫）は、「新型コロナウイルス感染症対策本部」による「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策（第2弾）」の発表に伴い、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業・小規模事業者の皆さま向けに融資制度を以下のとおり拡充し、令和2年3月17日より本制度によるご融資を開始します。すでにご相談を受け付けておりますので、お気軽にお問い合わせください。

主な制度拡充内容

【取扱事業：国民生活事業（国民）、中小企業事業（中小）】

（1）「新型コロナウイルス感染症特別貸付」の創設（国民・中小）

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的に業況の悪化を来している方を対象として、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」を創設

（2）「マル経融資（小規模事業者経営改善資金）」および「生活衛生改善貸付」の拡充（国民）

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した小規模事業者を対象として、「マル経融資（小規模事業者経営改善資金）」等の融資限度額の引上げや利率の引下げ等の措置を実施

○令和2年1月29日以降にご利用いただいている方におかれましては、一定の要件に該当すれば、ご融資後であっても、ご融資時に遡って「新型コロナウイルス感染症特別貸付」の融資条件を適用することができます。

○すでにご相談を受け付けております。

○新型コロナウイルス感染症特別貸付の概要

| | |
|---------------|--|
| ご利用 いただける方 | <p>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的に業況悪化を来している方であって、次の（1）又は（2）のいずれかに該当し、かつ、中長期的に業況が回復し発展することが見込まれる方</p> <p>（1）最近1ヵ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方 （2）業歴3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合は、最近1ヵ月の売上高が次のいずれかと比較して5%以上減少している方 ① 過去3ヵ月（最近1ヵ月を含みます。）の平均売上高 ② 令和元年12月の売上高 ③ 令和元年10月から12月の平均売上高</p> |
|---------------|--|

| | | | |
|-------------------|---|----------------------|-------------------------------|
| お使いみち | 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および運転資金 | | |
| 融資限度額 (いずれも別枠) | 国民生活事業 | 6,000万円 | |
| | 中小企業事業 | 3億円 | |
| ご返済期間 (うち据置期間) | 設備資金 20年以内（5年以内） 運転資金 15年以内（5年以内） | | |
| 利率（年） (注1) | 国民生活事業 | 3,000万円以内の部分 (注2) | 当初3年間：基準利率-0.9% 3年経過後：基準利率 |
| | | 3,000万円を超える部分 | 基準利率 |
| | 中小企業事業 | 1億円以内の部分 (注2) | 当初3年間：基準利率-0.9% 3年経過後：基準利率 |
| | | 1億円を超える部分 | 基準利率 |
| 担保 | 無担保 | | |

(注1) 基準利率は、災害発生時の融資制度に適用される利率（融資期間に応じた所定の利率）が適用されます。主な貸付利率は日本公庫HPをご覧ください。

(注2) 一部の対象者については、基準利率-0.9%の部分に対して別途決定される実施機関から利子補給が実施され、当初3年間が実質無利子となる予定です。

○マル経融資（小規模事業者経営改善資金）および生活衛生改善貸付の拡充の概要（国民生活事業）

| | 通常部分 | 拡充部分 |
|-------------------|---|--|
| 融資対象者 | 【マル経融資（小規模事業者経営改善資金）】商工会議所、商工会または都道府県商工会連合会の実施する経営指導を受けている小規模事業者であって、商工会議所等の長の推薦を受けた方 【生活衛生改善貸付】生活衛生関係の事業を営んでおり、生活衛生同業組合等の実施する経営指導を受けている小規模事業者であって、生活衛生同業組合等の長の推薦を受けた方 | 左記に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により最近1ヵ月の売上が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方 |
| お使いみち | 設備資金および運転資金 | |
| 融資限度額 | 2,000万円 | 別枠1,000万円 |
| ご返済期間 (うち据置期間) | 設備資金 10年以内（2年以内） 運転資金 7年以内（1年以内） | 設備資金 10年以内（ <u>4年以内</u> ） 運転資金 7年以内（ <u>3年以内</u> ） |
| 利率（年） | 特別利率F | 当初3年間：特別利率F-0.9% 3年経過後：特別利率F |

生活衛生同業組合の組合員のみなさまへ 生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付のご案内

日本政策金融公庫国民生活事業では、新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けた生活衛生関係の事業を営む方を対象とした「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」を取り扱っております。

生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 概要

| | |
|-------------------|--|
| ご利用 いただける方 | 振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合の組合員の方であって、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を來し、次のいずれかの要件に該当し、中長期的に業況が回復し発展が見込まれる方 (1) 最近1ヵ月の売上高が、前年または前々年の同期と比較して、5%以上減少 (2) 業歴が3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合は、最近1ヵ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少 ①過去3ヵ月（最近1ヵ月を含みます。）の平均売上高 ②令和元年12月の売上高 ③令和元年10月～12月の平均売上高 |
| 資金の お使いみち | 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする資金 |
| 融資限度額 | 別枠 6,000万円 |
| 利率(年) (注1) | 【3,000万円以内の部分（注2）】 当初3年間：0.46%（基準利率-0.9%）、3年経過後：1.36%（基準利率） 【3,000万円を超える部分】 1.36%（基準利率） |
| ご返済期間 (うち据置期間) | 【設備資金】20年以内（5年以内） 【運転資金】15年以内（5年以内） |
| お申込みに 必要な書類 | 生活衛生同業組合の長（注3）が発行する「振興事業に係る資金証明書」 |
| 担保 | 無担保 |

（注1）令和2年3月17日時点で適用される利率です（ご返済期間5年の場合）。基準利率は、災害発生時の融資制度に適用される利率（融資期間に応じた所定の利率）が適用されます。

（注2）一部の対象者については、基準利率-0.9%の部分に対して別途決定される実施機関から利子補給が実施され、当初3年間が実質無利子となる予定です。

（注3）組合の長から委任を受けた支部長および理事を含みます。

※ 令和2年1月29日以降にご利用いただいた生活衛生セーフティネット貸付、衛生環境激変特別貸付等のご融資も、本特別貸付の要件に該当する場合は、遡及適用が可能です。

※ ご返済期間によって、異なる利率が適用されます。

※ 審査の結果、お客様のご希望に沿えないことがございます。

くわしくは、当社ホームページ <https://www.jfc.go.jp/>をご覧いただくか、支店の窓口までお問い合わせください。



新型コロナウイルス感染症にかかる 衛生環境激変特別貸付

日本政策金融公庫国民生活事業では、新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けた旅館業、飲食店営業および喫茶店営業を営む方を対象とした「衛生環境激変特別貸付」を取り扱っております。

新型コロナウイルス感染症にかかる衛生環境激変特別貸付 概要

| | |
|----------------|---|
| ご利用 いただける方 | 新型コロナウイルス感染症の発生の影響を受け、一時的な業況悪化により資金繰りに支障をきたしている旅館業、飲食店営業および喫茶店営業を営む方であって、次のいずれにも該当する方 1 次のいずれかに該当し、かつ、今後も売上高減少が見込まれること (1) 最近1ヵ月の売上高が前年または前々年の同期に比較して10%以上減少していること (2) 業歴3ヵ月以上1年未満の場合は、最近1ヵ月の売上高が過去3ヵ月（最近1ヵ月を含みます。）の売上高の平均額に比較して10%以上減少していること 2 中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること |
| 資金の お使いみち | 一時的な業況悪化により支障をきたしている生活衛生関係営業者の経営を安定させるために必要な運転資金 |
| 融資限度額 | 【 旅 館 業 】 別枠3,000万円 【飲食店営業および喫茶店営業】 別枠1,000万円 |
| ご返済期間 | 7年以内（うち据置期間2年以内） |
| 利率(年) | 基準利率 ただし、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方は、特別利率C |
| お取扱期間 | 令和2年2月21日から令和2年8月31日まで |
| お申込みに 必要な書類 | ご利用にあたっては、「新型コロナウイルス感染症の発生による影響に関する確認資料」のほかに、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方については、生活衛生同業組合の長（注）が発行する「振興事業に係る資金証明書」が必要となります。 |
| 担保・保証人 | お客様のご希望を伺いながらご相談させていただきます。 |

（注）組合の長から委任を受けた支部長および理事を含みます。

※ 新創業融資制度および振興事業促進支援融資制度は適用できません。

※ ご返済期間、担保の有無などによって、異なる利率が適用されます。

※ 審査の結果、お客様のご希望に沿えないことがございます。

くわしくは、当社ホームページ <https://www.jfc.go.jp>をご覧いただくか、支店の窓口までお問い合わせください。



日本政策金融公庫
国民生活事業

水戸支店 水戸市南町3-3-55 TEL029-221-7137

日立支店 日立市幸町2-1-48 TEL0294-24-2451

土浦支店 土浦市中央1-1-26 TEL029-822-4141

(2020.2)